

広島県健康福祉センター日常清掃業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「甲」という）と、
○○○○○（以下「乙」という）は、次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、広島県健康福祉センタービル（以下「センター」という）の日常清掃業務を乙へ委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条の規定により、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）の範囲は別紙「広島県健康福祉センター日常清掃仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 前条の委託期間における委託業務の委託料は金 円（うち消費税額金 円）とし、月額金額は、令和8年4月から令9年2月までを 円（とし、令和9年3月を 円と）する。

但し、契約締結日以降税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

2 乙は、毎月甲に対して、前月中に完了した委託業務に係る委託料を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約締結に要する契約保証金等は、免除するものとする。

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を、何人にも譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合は除く。

2 乙は業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請負わせることについて、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 甲は、自己都合により、乙に対し2か月の予告期間をもって書面より通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由がなくこの契約に着手しないとき又はこの契約期間中に委託業務を継続する見込みがないとき。

(2) 乙が契約の履行につき不正な行為があつたとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

(4) 乙が業務の遂行が困難なとき

(5) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めた

(6) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(7) 乙が法令違反等により行政処分等を受けたとき。

(8) 乙が広島県暴力団排除（平成22年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等であるとき。

(9) 乙が法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団、反社会的勢力と密接関係者である法人または団体であるとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合、甲は、乙に対し契約金額未納分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として請求できるものとする。

第8条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当になったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

第9条 乙は、委託業務を処理するに当たって、別紙「仕様書」に基づいて実施するものとし、これを誠実に実行しなければならない。

第10条 乙は、原則として、委託業務の実施後、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査により「仕様書」に示すとおり委託業務が実施されていない場合、又は、委託業務に不備があるときは、その手直しを命ずることができる。
これに要する経費は乙の負担とする。

第11条 委託業務に要する経費のうち、電力、ガス及び給水に係る経費は甲が負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

2 仕様書で受託者の負担としている衛生消耗品にかかる経費は甲が負担する。
3 乙は、電力、ガス及び給水を伴う業務については、効率的に実施するものとする。
支給された衛生消耗品については適切な量を使用する。

第12条 甲は、業務委託に従事する者のため必要な場所等を無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する場所を細心の注意をもって管理しなければならない。
3 乙は、この契約が満了したとき、又は解除されたときは、第1項の規定により使用した場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第13条 委託業務を実施するに当たって発生した人的、物的損害については、それが甲の責めに帰する事由の場合のほかは、すべて乙の負担とする。乙が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

第14条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が決定するものとする。

第15条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16条 乙は、委託契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律）を他に漏らしてはならない。また、取扱については、この法律を遵守しなければいけない。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
会長 松浦 雄一郎 印

広島県健康福祉センター定期床清掃業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「甲」という）と、
○○○○○（以下「乙」という）は、次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、広島県健康福祉センタービル（以下「センター」という）の定期床清掃業務を乙へ委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条の規定により、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）の範囲は別紙「広島県健康福祉センター定期床清掃・窓ガラス清掃・ブラインドカーテン清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 前条の委託期間における委託業務の委託料は金 円（うち消費税額金 円）とし、業務1回当たりの委託料は金 円（うち消費税額金 円）とする。

但し、契約締結日以降税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

2 乙は、毎月甲に対して、前月中に完了した委託業務に係る委託料を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約締結に要する契約保証金等は、免除するものとする。

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を、何人にも譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合は除く。

2 乙は業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請負わせることについて、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 甲は、自己都合により、乙に対し2か月の予告期間をもって書面より通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に着手しないとき又はこの契約期間中に委託業務を継続する見込みがないとき。
- (2) 乙が契約の履行につき不正な行為があつたとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が業務の遂行が困難なとき
- (5) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めた
- (6) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (7) 乙が法令違反等により行政処分等を受けたとき。
- (8) 乙が広島県暴力団排除（平成22年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等であるとき。

(9) 乙が法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団、反社会的勢力と密接関係者である法人または団体であるとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合、甲は、乙に対し契約金額未納分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として請求できるものとする。

第8条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当になったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

第9条 乙は、委託業務を処理するに当たって、別紙「仕様書」に基づいて実施するものとし、これを誠実に実行しなければならない。

第10条 乙は、原則として、委託業務の実施後、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査により「仕様書」に示すとおり委託業務が実施されていない場合、又は、委託業務に不備があるときは、その手直しを命ずることができる。
これに要する経費は乙の負担とする。

第11条 委託業務に要する経費のうち、電力、ガス及び給水に係る経費は甲が負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

2 乙は、電力、ガス及び給水を伴う業務については、効率的に実施するものとする。

第12条 甲は、業務委託に従事する者のため必要な場所等を無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する場所を細心の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、この契約が満了したとき、又は解除されたときは、第1項の規定により使用した場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第13条 委託業務を実施するに当たって発生した人的、物的損害については、それが甲の責めに帰する事由の場合のほかは、すべて乙の負担とする。乙が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

第14条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が決定するものとする。

第15条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16条 乙は、委託契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律）を他に漏らしてはならない。また、取扱については、この法律を遵守しなければいけない。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
会長 松浦 雄一郎 印

広島県健康福祉センター窓ガラス清掃業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「甲」という）と、
〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、広島県健康福祉センタービル（以下「センター」という）の窓ガラス清掃業務を乙へ委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条の規定により、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）の範囲は別紙「広島県健康福祉センター定期床清掃・窓ガラス清掃・ブラインドカーテン清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 前条の委託期間における委託業務の委託料は金 円（うち消費税額金 円）とし、支払は2回に分けて行うものとする。

1回目の業務実施の委託料は金 円（うち消費税金 円）とし、

2回目の業務実施の委託料は金 円（うち消費税金 円）とする。

但し、契約締結日以降税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

2 乙は、毎月甲に対して、前月中に完了した委託業務に係る委託料を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約締結に要する契約保証金等は、免除するものとする。

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を、何人にも譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合は除く。

2 乙は業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請負わせることについて、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 甲は、自己都合により、乙に対し2か月の予告期間をもって書面より通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に着手しないとき又はこの契約期間中に委託業務を継続する見込みがないとき。
- (2) 乙が契約の履行につき不正な行為があつたとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が業務の遂行が困難なとき
- (5) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めた
- (6) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (7) 乙が法令違反等により行政処分等を受けたとき。

(8) 乙が広島県暴力団排除（平成22年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等であるとき。

(9) 乙が法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団、反社会的勢力と密接関係者である法人または団体であるとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合、甲は、乙に対し契約金額未納分に相当する金額の100分の10に相当する額を違約金として請求できるものとする。

第8条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当になったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

第9条 乙は、委託業務を処理するに当たって、別紙「仕様書」に基づいて実施するものとし、これを誠実に実行しなければならない。

第10条 乙は、原則として、委託業務の実施後、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査により「仕様書」に示すとおり委託業務が実施されていない場合、又は、委託業務に不備があるときは、その手直しを命ずることができる。
これに要する経費は乙の負担とする。

第11条 委託業務に要する経費のうち、電力、ガス及び給水に係る経費は甲が負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

2 乙は、電力、ガス及び給水を伴う業務については、効率的に実施するものとする。

第12条 甲は、業務委託に従事する者のため必要な場所等を無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する場所を細心の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、この契約が満了したとき、又は解除されたときは、第1項の規定により使用した場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第13条 委託業務を実施するに当たって発生した人的、物的損害については、それが甲の責めに帰する事由の場合のほかは、すべて乙の負担とする。乙が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

第14条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が決定するものとする。

第15条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16条 乙は、委託契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律）を他に漏らしてはならない。また、取扱については、この法律を遵守しなければいけない。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
会長 松浦 雄一郎 印

広島県健康福祉センターブラインドカーテン清掃業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「甲」という）と、
○○○○○（以下「乙」という）は、次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、広島県健康福祉センタービル（以下「センター」という）の定期床清掃業務を乙へ委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条の規定により、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）の範囲は別紙「広島県健康福祉センター定期床清掃・窓ガラス清掃・ブラインドカーテン清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 前条の委託期間における委託業務の委託料は金 円（うち消費税額金 円）とし、業務1回当たりの委託料は金 円（うち消費税額金 円）とする。

但し、契約締結日以降税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

2 乙は、毎月甲に対して、前月中に完了した委託業務に係る委託料を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

第5条 甲は、乙がこの契約締結に要する契約保証金等は、免除するものとする。

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を、何人にも譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合は除く。

2 乙は業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請負わせることについて、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 甲は、自己都合により、乙に対し2か月の予告期間をもって書面より通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由がなくこの契約に着手しないとき又はこの契約期間中に委託業務を継続する見込みがないとき。

(2) 乙が契約の履行につき不正な行為があつたとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

(4) 乙が業務の遂行が困難なとき

(5) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めた

(6) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(7) 乙が法令違反等により行政処分等を受けたとき。

(8) 乙が広島県暴力団排除（平成22年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等であるとき。

(9) 乙が法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団、反社会的勢力と密接関係者である法人または団体であるとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合、甲は、乙に対し契約金額未納分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として請求できるものとする。

第8条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当になったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

第9条 乙は、委託業務を処理するに当たって、別紙「仕様書」に基づいて実施するものとし、これを誠実に実行しなければならない。

第10条 乙は、原則として、委託業務の実施後、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査により「仕様書」に示すとおり委託業務が実施されていない場合、又は、委託業務に不備があるときは、その手直しを命ずることができる。
これに要する経費は乙の負担とする。

第11条 委託業務に要する経費のうち、電力、ガス及び給水に係る経費は甲が負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

2 乙は、電力、ガス及び給水を伴う業務については、効率的に実施するものとする。

第12条 甲は、業務委託に従事する者のため必要な場所等を無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する場所を細心の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、この契約が満了したとき、又は解除されたときは、第1項の規定により使用した場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第13条 委託業務を実施するに当たって発生した人的、物的損害については、それが甲の責めに帰する事由の場合のほかは、すべて乙の負担とする。乙が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

第14条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が決定するものとする。

第15条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16条 乙は、委託契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律）を他に漏らしてはならない。また、取扱については、この法律を遵守しなければいけない。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
会長 松浦 雄一郎 印